

事業事前評価表（技術協力プロジェクト）

作成日：平成 23 年 1 月

担当部・課：公共政策部法・司法課

<p>1. 案件名</p> <p>国名： ベトナム</p> <p>案件名： 法・司法制度改革支援プロジェクト フェーズ 2</p> <p>The Legal and Judicial System Reform Project Phase II</p>
<p>2. 協力概要</p> <p>(1) プロジェクト目標とアウトプットを中心とした概要の記述</p> <p>本プロジェクトは、ベトナム中央司法関係機関（司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院、ベトナム弁護士連合会）において、法の運用や執行にかかる実務の現状や課題及びベトナムの発展のニーズを踏まえて、法令の内容の改善及び法律の運用や裁判・執行実務が改善されるよう、組織制度的・人的な能力を強化することを目標としている。</p> <p>(2) 協力期間</p> <p>2011 年 4 月～2015 年 3 月（4 年間）</p> <p>(3) 協力総額（日本側）</p> <p>3.9 億円</p> <p>(4) 協力相手先機関</p> <p>司法省（以下「MOJ」）、最高人民裁判（以下「SPC」）、最高人民検察院（以下「SPP」）、ベトナム弁護士連合会（以下「VBF」）</p> <p>(5) 国内協力機関</p> <p>法務省</p> <p>日本弁護士連合会</p> <p>大学有識者を中心とする国内支援委員会（民法共同研究会、裁判実務研究会等）</p> <p>(6) 裨益対象者及び規模</p> <ul style="list-style-type: none">・ベトナム国の中央司法関係機関（司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院、ベトナム弁護士連合会）所属職員から構成されるワーキンググループメンバー約 70 名。・ワーキンググループメンバーらによるセミナー・研修実施や資料配布を通じてモニタリング・指導・助言・監督を受ける全国の省・県レベルの法曹および司法関連職員（数百人規模を想定）。

3. 協力の必要性・位置付け

(1) 現状及び問題点

ベトナム政府は 1986 年のドイモイ政策開始以降、市場経済化への移行を進めており、さまざまな開放政策の一環として市場経済化に対応する法制度の整備を進めてきている。1992 年の憲法制定以降、1990 年代には多くの法律が整備されたが、基礎的法理論・立法技術が未発達であり、また計画経済的思考からの移行途上にあったため、この時期に制定された多くの法律が短い期間で大幅改定を余儀なくされるなどの課題を抱えていた。そこで我が国は、2000 年から 2002 年にかけて、他ドナーと共同で実施された「包括的法制度整備ニーズ・アセスメント」にもとづき、当国の法整備・司法分野全体の問題点の洗い出しを行った上で、その改善に向けた具体的方策の整理を行ってきた。次いでベトナム共産党中央委員会政治局は 2005 年に第 48 号決議「法制度整備戦略」（近代的な法治国家への転換と市場経済体制の確立を目指した 2020 年までのベトナム法整備及び法運用・法執行体制改善のための戦略）および第 49 号決議「司法改革戦略」（2020 年までのベトナム司法制度改革の戦略）を発表し、法の支配の確立に向けた具体的な改革を進めている。

こうした法・司法制度改革の実現に向けて解決しなければならない課題は引き続き多く、依然として法令が不明確であり、法令間の齟齬等が見られている。特に地方レベルにおいては、制定された法律を十分に理解しないまま実務が行われているのが現状であり、県レベルまでを含め、現場に近い法曹及び司法関係職員が、法律の内容を熟知し、適宜機関を跨って情報共有を進め、また中央の監督機関とやり取りをしながら運用の方法を理解し適切に実施できるよう更なる取り組みが必要とされている。また、裁判官の裁判実務能力が不十分で、依然として不適切な裁判が行われていることに加え、検察官の能力の向上が遅れているために、適正な捜査監督に苦慮している。さらに、弁護士の育成、能力強化も進んでいない。特に、司法制度改革の一環として 2010 年に県級の裁判所・検察院の管轄権が拡大されたが、現場で実務を行う人材の能力はその変化に対応できていない。このような地方で生じている問題点を中央司法関係機関がくみ上げ、適切な指導・助言を行うとともに制度的な改善策を講じる能力の向上が急務となっている。

我が国はベトナムにおいて、1996 年より主に民商事関連法案起草支援や法曹人材育成について協力を行ってきた（「ベトナム法整備支援プロジェクト」フェーズ 1：1996～1999 年、フェーズ 2：2000～2003 年、フェーズ 3：2003 年～2007 年）。プロジェクトにおいて起草支援した改正民法は 2005 年 6 月に国会にて可決・成立され、同じく支援を行った民事訴訟法は 2004 年 11 月に国会にて可決・成立された他、法曹実務家を対象にした実務マニュアルの共同作成などの成果を着実に挙げている。ただし、整備された法令を実務として遂行する現場においては、制定された法令の趣旨が十分理解されていない状況も見受けられ、裁判実務や法執行実務の改善を図る必要があったことから、2007 年 4 月から 2011 年 3 月にかけて、司法省・最高人民裁判所・最高人民検察院を主なカウンターパートとした「法・司法制度改革支援プロジェクト」（フ

フェーズ1)を実施し、上記課題に取り組むこととなった。

フェーズ1では、裁判が公平かつ説得力があり、透明で適切かつ一貫性のあるものとなることを最終的な目標とし、パイロット地区であるバクニン省などにおいて、地方の法曹及び司法関係職員が直面する実務的な問題点の把握、分析、解決方法の検討を行い、その経験や教訓を蓄積した上、その知見を中央機関において集約し、他の地区の法曹及び司法関係職員の実務能力向上のための指導・支援体制の確立に活用するとともに、地方の実務上の問題を踏まえながら民事関連法令や訴訟法等の起草・改正への支援を行い、法曹養成機関におけるカリキュラムやテキストの改善への支援を行うなどの活動を実施してきた。

フェーズ1の成果として、地方の現状や課題を抽出し対処するノウハウが中央司法関連機関に蓄積されつつあるが、フェーズ2においては、中央司法関連機関がそのノウハウを使い、全国的な課題の抽出や改善策の検討を行い、その一連の活動が中央司法関連機関の業務フローに定着することを目指す。

(2) 相手国政府国家政策上の位置付け

上述のとおりドイモイ政策に基づく市場経済化に適合した法体系整備と法の執行・運用体制整備のニーズは依然として高い。共産党中央委員会政治局決議第48号及び第49号は、法制度の整備及び司法機関の人材育成を急務とする法整備・司法制度改革の長期戦略方針を示しており、本プロジェクトは同方針に合致している。両決議は事前評価時点でレビューを受けている最中であったが、方針に変更の見込みはなく、今後も同国の法・司法制度を市場経済化にさらに適合させていくべく、改革を引き続き進めていくことが確認されている。

(3) 我が国援助政策との関連、JICA国別事業実施計画上の位置付け

2008年1月の第13回海外経済協力会議において、法制度整備支援を援助の重要分野の一つとして戦略的に進めていくべきであることが合意された。これに基づき2009年4月に策定された法制度整備支援に関する基本方針において、ベトナム国は支援重点国の一つと位置づけられている。

対ベトナム国別援助方針(2009年7月策定)においてガバナンスの強化がその他の開発分野に取り組む基盤として設定されており、特に「法律の制定や改正の支援」、「法執行に必要なシステムの構築と改善の支援」、「実務レベルでの法運用能力の改善を目的とした人材育成(地方を含む)の支援」、「法情報の普及と司法アクセスの改善支援」が重点領域に定められている。JICA国別事業実施計画(2009年4月策定)にも同様の指針が定められており、本プロジェクトの目的及び枠組みはそれらに合致するものである。

4. 協力の枠組み

フェーズ1では、バクニン省(パイロット地域)を中心とした地方での活動を通じて、現場における裁判・執行実務の問題を発掘し、解決策を検討・実施するためのノ

ノウハウが中央司法関係機関に蓄積された。本プロジェクトでは、こうした経験を各機関の組織制度的能力として定着させるため、フェーズ1の対象地域とは異なる特性を持つ他の地方でも広くその経験が繰り返し活用されること（フェーズ1で見出された課題解決方法が各地に展開されると同時に新たな課題やニーズが収集され、対策が検討・実施されること）を通じて、こうした現場のニーズや課題の分析結果が各機関の業務マニュアルやハンドブック等の執務参考資料に反映されて活用され（成果1）、また適正な裁判の基礎となる実体法・手続法・組織法もそれらを踏まえて起草・改正が準備される（成果2）ことを目指している。これにより、一連の「現場の問題・ニーズの発見～対策の検討・実施・文書化～現場へのフィードバック」のサイクルが、各機関の業務フローとして定着し、組織制度的能力の強化につながることを期待される。

（1） 協力の目標（アウトカム）

① 協力終了時の達成目標（プロジェクト目標）と指標・目標値

プロジェクト目標：

中央司法関係機関において、実務上の課題及びベトナムの発展のニーズを踏まえて、法規範文書の内容、法規範文書の運用及び裁判・執行の実務の改善のための組織的・人的能力が強化される。

指標：

- ・ 中央司法関係機関が作成する執務参考資料*が、（改正された）法規範文書の内容を踏まえて作成・改訂される。
- ・ 中央司法関係機関において、現場のニーズを踏まえて執務参考資料や法規範文書を作成するという方法が業務フローに反映される。

② 協力終了後に達成が期待される目標（上位目標）と指標・目標値

上位目標：

法曹及び法律関係職員が、中央司法関係機関から助言・監督を受け、より円滑かつ統一的な法規範文書の運用及び裁判・執行実務を行えるようになる。

指標：

- ・ 法規範文書の運用に関する実務上の問題への対応について、法曹及び法律関係職員がアクセスできる執務参考資料に記載がある。
- ・ 法規範文書の運用に関する実務上の問題への対応について、法曹及び法律関係職員が、中央司法関係機関から助言を受ける機会を有している。

* 執務参考資料とは、中央司法関係機関及びその関係機関の法曹・法律関係職員が、各々の日常業務を遂行する際に依るべき資料であり、マニュアル、ハンドブック等を

含む。

(2) 成果（アウトプット）と活動

成果 1：

中央司法関係機関において、現場の実務に関する全国的なモニタリング・指導・助言・監督の能力が向上する。

活動：

- (1-1-1) SPC、SPP が、法規本文書に別段の定めがない限りにおいて、裁判統計や判決書等、本プロジェクトの効果的な実施に必要な情報を収集し、裁判に関する実務上の課題を分析する。
- (1-1-2) MOJ、SPC、SPP、VBF が、本プロジェクトの効果的な実施に必要な現場の実務に関する情報を収集し、実務上の課題を分析する。
- (1-2-1) MOJ が、現場の法律関係職員（執行官、担保取引登録官、公証人、戸籍官）に対するセミナー、トレーニングコースを開催する。
- (1-2-2) MOJ が、実施したセミナー、トレーニングコースの内容や教訓について、法律関係職員及び本プロジェクト関係機関間で共有することを目的に、それぞれの終了後 3 か月以内に、報告書を作成する。
- (1-2-3) MOJ が、セミナー、トレーニングコースの内容や教訓を踏まえて、執務参考資料を作成し、Judicial Academy（司法院、以下「JA」）のテキストブックを改訂する。
- (1-3-1) SPC が、裁判実務上の問題に対処するためのセミナーや研修等を企画、実施する。
- (1-3-2) SPC が、実施したセミナー、研修の内容や教訓について、法曹、法律関係職員及び本プロジェクト関係機関間で共有することを目的に、それぞれの終了後 3 か月以内に、報告書を作成する。
- (1-3-3) SPC が、セミナーや研修の内容や教訓を踏まえて、執務参考資料を作成する。
- (1-4-1) SPP が、捜査・公判実務上の問題に対処するためのセミナーや研修等を企画、実施する。
- (1-4-2) SPP が、実施したセミナー、研修の内容や教訓について、法曹、法律関係職員及び本プロジェクト関係機関間で共有することを目的に、それぞれの終了後 3 か月以内に、報告書を作成する。
- (1-4-3) SPP が、セミナーや研修の内容や教訓を踏まえて、執務参考資料を作成する。
- (1-5-1) VBF が、弁護士の実務上の問題点に対処するためのセミナーや研修等を企画、実施する。
- (1-5-2) VBF が、実施したセミナー、研修の内容や教訓について、法曹、法律関係職員及び本プロジェクト関係機関間で共有することを目的に、それぞれの終了後 3 か月以内に、報告書を作成する。

- (1-5-3) VBF が、弁護士の実務上の問題点を改善するためのセミナーや研修等の結果をもとに、執務参考資料等を作成する。
- (1-5-4) VBF が、本プロジェクトの支援対象である法規範文書を分析し、会員の意見を集約し、これらの法規範文書の改善のための提案を取りまとめるためのセミナーを開催する。
- (1-5-5) VBF が、現行法についての立法的提言を発表する。
- (1-6) MOJ、SPC、SPP、VBF が、実務に関する問題点を共有し、法曹及び法律関係職員が直面する課題の対応策を検討するため、関係する機関の法曹や法律関係職員と一緒に参加する「共同活動」を実施する。¹
- (1-7) SPC が、「判例」に関する研究を発展させ、法規範文書を統一的に適用するための情報を収集し、取り纏める。
- (1-8) SPP が、犯罪学、犯罪統計等の刑事政策に関する情報を収集し、取り纏める。
(犯罪学センターに関する活動)
- (1-9) MOJ が、他の Joint Coordination Committee(以下「JCC」)メンバーと協議の上、少なくとも一年に一回、実施した活動及び活動の予定を報告するための JCC 会合を召集する。
- (1-10) MOJ、SPC、SPP、VBF が、1-2-2、1-3-2、1-4-2 及び 1-5-2 の活動で作成した報告書を可能な限り広く普及する。

指標：

- ・ 中央司法関係機関における以下の業務の状況（プロジェクト開始時との比較）
 - 情報収集や実務上の課題の分析が、定期的かつ広汎に行われる。
 - セミナーやワークショップが、現場の課題を踏まえ、対象者のニーズに合った形で、企画・立案・実施される。
- ・ 中央司法関係機関が作成する執務参考資料に、現場の情報や実務上の課題の分析結果が反映される。
- ・ 中央司法関係機関が作成する執務参考資料が、セミナーやワークショップで得ら

¹ MOJ、SPC、SPP、VBF が実施する「共同活動」について

本プロジェクトは、フェーズ1での活動により発掘された「機関をまたがって取り組むべき発展的な課題」に対し、中央司法関連機関が協調して共同活動を行うプロジェクトデザインとなっている。共同活動で取り組む「発展的な課題」の具体的な例として、例えば民事裁判や刑事裁判における審理の充実に関し、これまでは問題点の検討などを裁判所が個別に行っていたが、裁判所が主導する手続に加えて、当事者的な立場に立つ検察官（検察院）や弁護士（弁護士会）がイニシアチブを発揮する手続の活性化を検討するには、それら当事者の立場からの意見が不可欠である。そこで、裁判所、検察院及び弁護士会が共同して改善策を検討することができれば、より充実した審理が可能となることが期待される。次に、判決が出された後の判決内容の実現のプロセスに関しても、判決内容を強制的に実現するための機関（判決執行局）が、判決の内容が不明確（対象となる土地の範囲の不明確等）であるためにその強制的な実現を達成することが困難であるケースが数多く存在する。このような場合に、判決執行局は、個々の判決について個別に問い合わせなどの対応を取っているが、そのために判決内容の実現に時間を要する結果となっている。判決執行局と裁判所との間で、このようなケースの場合はこのような書式で判決書を作成する、といったような取り決めができれば、個々のケースについて一つ一つ確認する労力が省かれ、迅速かつ効率的な判決内容の実現が期待される。

れた教訓を踏まえて作成・改訂される。

- ・ 中央司法関係機関が作成する執務参考資料が、それを必要とする職員等にとってアクセス可能になる。
- ・ 中央司法関係機関が実務上の課題を解決するために、課題共有活動を実施する。

成果 2 :

適正な裁判の基礎となる実体法・手続法・組織法等の法規範文書の草案が適切に作成される。

活動 :

- (2-1) MOJ が、改正民法、不動産登記法及び担保取引登録法の最終草案を作成するためのセミナー等を開催する。
- (2-2) SPC が、改正民事訴訟法最終草案を作成するためのセミナー等を開催する。
- (2-3) SPC が、改正裁判所組織法最終草案を作成するためのセミナー等を開催する。
- (2-4) SPP が、改正刑事訴訟法最終草案を作成するためのセミナー等を開催する。
- (2-5) SPP が、改正検察院組織法最終草案を作成するためのセミナー等を開催する。
- (2-6) SPC が、行政事件訴訟法の趣旨が反映された同法の下位法規範文書最終草案を作成するためのセミナー等を開催する。
- (2-7) MOJ が、民事判決執行法、国家賠償法及び戸籍法に関する情報を収集し、分析するためのセミナー等を開催する。

指標 :

- ・ 改正民法、不動産登記法、担保取引登録法、改正民事訴訟法、改正裁判所組織法、改正刑事訴訟法、改正検察院組織法、改正検察院組織法の草案が、以下の点を考慮したものに改善される。
 - ベトナムの市場経済の発展に適合している。
 - 実務上の問題点を踏まえている。
- ・ 行政事件訴訟法と整合する下位法規（常任委員会令）に、違法な行政行為により侵害された国民の権利が、円滑かつ確実に保護される内容が含まれている。
- ・ 民事判決執行法及び国家賠償法につき、それぞれの改正に向けた実務上の問題点及び改善策に関する報告書が作成される。
- ・ 戸籍法制定に向けた実務上の問題点が整理される。

(3) 投入（インプット）

① 日本側（総額約 3.9 億円）

長期専門家（総括・法司制度改革（検察）、裁判実務改善（裁判官）、弁護士能力強化／起草支援（弁護士）、業務調整）

短期専門家
国内支援委員会
本邦研修 JICA-net セミナー
セミナー・ワークショップ等現地活動に関する費用

②ベトナム国側

プロジェクトダイレクター
プロジェクトマネージャー
ワーキンググループメンバー
プロジェクトに関する事務的な作業に必要な資材
日本側が負担する費用以外の、上記に関する費用

(4) 外部要因 (満たされるべき外部条件)

1) 成果 (アウトプット) 達成のための外部条件

対象法規範文書がベトナムの立法計画**から外れない。
トレーニングを受講した職員等が離職しない。

2) プロジェクト目標達成のための外部条件

支援対象の実体法・手続法・組織法の立法化が遅延しない。
助言・監督に関する中央司法関係機関のマンデートが変更されない。

3) 上位目標達成のための外部条件

中央司法関係機関間の連携・調整を阻害する事情が生じない。

** 立法計画とは、ベトナム国会が制定する予定の法律をロングリストにした年次計画のことであり、各担当省庁がその計画に沿って立法を行う。

5. 評価 5 項目による評価結果

(1) 妥当性

妥当性はかなり高い；

ベトナム国の政策との整合性については、同国の法司法改革の中長期戦略である、ベトナム共産党中央委員会政治局決議 2005 年第 48 号 (Resolution No. 48/NQ-TW of 24th May, 2005) および第 49 号議 (Resolution No. 49/NQ-TW of 2nd June, 2005) について、今後の方針に特段の変更の見込みはなく、同国の法・司法制度を市場経済化にさらに適合させていくべく、改革を引き続き進めていくことが確認された。本プロジェクトは、法・司法制度改革に向けた中央司法関係機関の能力向上を目的としており、上記国家戦略に合致するものである。

現在ベトナム国法・司法制度が直面している大きな課題の一つとして、県級の裁判所・検察院の管轄拡大が進んだことから、県級の裁判官・検察官の能力向上および中央司法関係機関が県レベルにまで指導・助言を浸透させる組織制度的能力の強化が急

務となっており、そのために中央司法関係機関側では、フェーズ1を通じて経験した活動の流れを全国に展開するため組織の業務フローとして定着させることが直近の課題であり、本プロジェクトはベトナムのニーズに合致したものである。

一方我が国の政策との整合性に関しては、対ベトナム国別援助方針（2009年7月策定）においてガバナンスの強化がその他の開発分野に取り組む基盤として設定されており、特に「法律の制定や改正の支援」、「法執行に必要なシステムの構築と改善の支援」、「実務レベルでの法運用能力の改善を目的とした人材育成（地方を含む）の支援」、「法情報の普及と司法アクセスの改善支援」が重点領域に定められている。JICA 国別事業実施計画（2009年4月策定）にも同様の指針が定められており、本プロジェクトの目的及び枠組みはそれらに合致するものである。

（2） 有効性

高い有効性が見込まれる；

本プロジェクトは、中央司法関係機関において、現場の実務に関する全国的なモニタリングを行い、現場の抱える課題に対する執務参考資料等を作成しながら、地方への指導・助言・監督能力を向上させ（成果1）、また同時に、適正な裁判の基礎となる実体法・手続法・組織法等の法規範文書の草案が適切に作成される（成果2）という成果で構成されている。各成果は、現場で収集された課題の分析が法規範文書の作成に反映されること（成果1から成果2へのフィードバック）、また新しい法規範文書が中央司法関係機関の作成する執務参考資料やトレーニング等に反映されること（成果2から成果1へのフィードバック）を通して、それら一連の過程が業務フローとして定着する事により、プロジェクト目標が達成されるというプロジェクトデザインとなっている。

この目標達成のための成果は、各中央司法関係機関においてセミナーやワークショップの企画・実施および執務参考資料の作成・改訂が、現場の情報収集や課題の分析を定期的かつ広汎に行い、得られた結果がその後に活用されるような方法で実施されるよう、設定されている。また、適正な裁判の基礎となる実体法・手続法・組織法の起草・改正案が、ベトナム法・司法制度改革の上位方針に適合し、かつ現場実務の問題点を踏まえて準備されることも活動の成果として見込まれている。

特に本プロジェクトでの活動においては、まずフェーズ1で抽出された実務上の問題点を優先的に選定すること、活動地域を適切に選定すること（プロジェクト期間を通じて北部・中部・南部等で実施する等全国への波及効果を重視すること、周辺からの参加が多く見込まれる地域を選定すること、明確な課題が存在する地域で活動すること等）、テーマに応じて関係機関の職員が共同して参加する「共同活動」の形を取り入れること、各セミナーや研修の内容に応じてそのテーマを扱うに相応しい部局が共同企画または講師として協力すること、それらセミナーや研修の報告書を作成して広く活用する、あるいは執務参考資料に反映した上で関係者が閲覧可能な状態にして

共有すること、等がベトナム側と合意されており、フェーズ1の成果を踏まえてさらにプロジェクトの効果を発展させ、かつ組織のキャパシティとして根付かせるための枠組みが担保されている。

(3) 効率性

高い効率性が見込まれる；

本プロジェクトの投入や運営システムは、効率性が高く評価されたフェーズ1と基本的には同様であり、円滑かつ効率的なプロジェクトの実施が見込まれる。本プロジェクトにおいても、フェーズ1と同様に、現場の課題・ニーズやベトナム国家レベルあるいは各機関レベルの短期戦略に対応しながら柔軟に支援できるよう、プロジェクト目標の達成を担保する条件やその他優先的な考慮事項を設定した上で、具体的な活動内容を状況にあわせて適切なタイミングで詳細化していくことが必要である²。

なお、フェーズ1では、支援の効率性を担保している特徴として、現地の事情にも詳しい日本人専門家が常駐していること、また最高裁・法務省・日弁連といった機関が組織的に責任を持って協力しており、加えて国内支援委員会や本邦研修を通じて我が国が有する学術的・実務的な知見や経験も集約され提供されていること等が、カウンターパート関係者から指摘された。これら諸要素は、今フェーズでも引き続き確保されている。

プロジェクト管理の観点からは、フェーズ1では、ベトナム側関係機関の国家機構上の位置づけが異なったために、各機関の連携・調整に困難が伴う場合があった。ベトナムに根深く浸透している縦割りの文化を一朝一夕に変革することは困難であるが、本プロジェクトにおいては、機関をまたがった連携・調整の成功体験を積んで行くことをプロジェクトが側面支援するという考え方で、まず着実な変化を促すこととしている（具体的には、共同して活動を実施するといった変革を一足飛びに目指すのではなく、まずそれぞれの活動の成果を共有し合い、互いの活動に「組織として」参加し合うこと等）。

また、各機関の実施した活動は設定された期限までに報告書等にまとめ、報告書や作成した執務参考資料等を積極的に関係諸機関と共有する旨がPDMに規定されており、プロジェクト関係機関間での円滑な情報共有による成果産出の効率を高めるのみならず、日越双方での適時適切なプロジェクトモニタリングを可能とする基盤ともなり、プロジェクト全体の効率性への高い貢献が見込まれる。

²プロジェクトの適切な評価・モニタリングが担保されるためにも、プロジェクト活動の進捗に伴い、各活動の成果を明確にする(指標に記載された「執務参考資料」や「法規範文書」等を具体的に設定にし、活動と成果とのつながりをより明らかにしていくこと等)必要がある。なお、中央司法関連機関は年度開始時に年間計画を作成し、長期専門家と検討のうえ決定すること、また具体的なセミナーのテーマや成果品のイメージはプロジェクト開始後速やかに明確にすることをベトナム側と合意している。

(4) インパクト

大きなインパクトが見込まれる；

上位目標である「ベトナムの法曹及び法律関連職員が、中央司法関係機関から助言・監督を受け、より円滑かつ統一的な法律の運用及び裁判執行実務を行えるようになる」について、今フェーズのプロジェクト目標が達成されれば、大きな貢献が見込まれる。中央司法関係機関の業務フローにおいて、地方の課題やニーズを抽出して対処することが定着し、かつ実務遂行に資する適切な内容を含んだ執務参考資料が整備され関係者が容易にアクセスできるようになることは、上位目標達成のための極めて基礎的な制度的・組織的能力強化といえる。また、本プロジェクトの活動では全国の各地域を、省レベルだけではなく県レベルまで、また法曹だけではなく司法関係職員をも広く巻き込んで展開することが予定されており、こうした経験は参加者によって実務で応用されたり、あるいは作成される報告書が共有されたりすることを通じて、各組織の成功体験となって蓄積されることが期待される。このことが、中央司法関係機関と現場担当者とのコミュニケーションのあり方や、組織をまたがって議論・調整することの意義について、法曹や司法関係職員の意識改革を進める一助にもなることが期待される。

加えて、本プロジェクトは、幅広い法分野を対象に、司法制度全般の改善を目指すものであり、その対象には、民間セクターの活動の基本法というべき改正民法の起草支援や民事訴訟の実務改善などが含まれているため、日本を含む外国企業の経済活動を活性化させ、市場経済化を促進することに貢献するものである。加えて、ベトナムにおいて外国企業が法的な問題を解決する場合、ベトナムの法律及び紛争解決手段を用いることになるが、本プロジェクトにおいて裁判実務の問題点を抽出し、対処ノウハウを全国に敷衍することは、裁判実務のみならずあらゆる制度においてみられる問題点への対処に応用できるものであり、ベトナムに投資する企業にとっては、制度面でのリスクを軽減しビジネス環境整備としての意味をもつと期待される。

ハノイに進出している日系企業数社にヒアリングを行なった結果、特に、法整備に係る日本の経験・知見が提供されベトナム側に採用されることで、いわば制度的な「常識」が日本と近くなり、さらにベトナムの隣国にまで波及しうることから、日本と当該地域間のビジネス面での協力加速へのインパクトも極めて大きいという指摘がなされた。また、本プロジェクトを通じて日本側に蓄積されたベトナムの制度に関する知見の共有・活用による正のインパクトも期待できる。

(5) 自立発展性

自立発展性が見込まれるが、プロジェクト実施を通じて注視すべき課題もある；

[技術面]

フェーズ1の活動を通じて獲得された実務スキル、運用が始まっている訴訟手続や

行政手続、およびマニュアルや Q&A 集等の成果物は、プロジェクトを離れた関係者の手によって既に自立的・積極的に活用されており、今フェーズでの活動成果も引き続き活用されていくことが見込まれる。また、中央司法関係機関についてはその活動成果を経常的な業務フローとして持続させること自体をプロジェクト目標としており、この面では目標達成自体が自立性を担保することとなる。

〔制度・政策面〕

前述した共産党政治局決議(2005年第48号および第49号)で示された法・司法制度改革の方向性が現在も一貫してベトナム政府、SPP、SPCの改革の指針であり、また県級裁判所の管轄拡大など改革の具体的施策が実施されてきていることから、十分に確保されていると言える。

〔組織・財政面〕

中央司法関係機関がプロジェクト終了後も引き続き、サーベイ、セミナー、ワークショップ、トレーニングコースを全国的に実施し、さらには情報の普及・活用を自立発展的に進めていくためには、財政面の強化が必要であり、この点はプロジェクト実施期間を通じて注視し、適宜ベトナム側に働きかけをしていかなければならない。

6. 貧困・ジェンダー・環境への配慮
特になし。

7. 過去の類似案件からの教訓の活用
組織としての能力向上について

本プロジェクトは、フェーズ1の成果を踏まえた中央司法関係機関の助言・監督能力の更なる向上が目標となるため、組織としてのキャパシティ強化がより重要となる。特に最高人民裁判所や最高人民検察院との活動の実施は、各関係機関の国際協力部／国際協力委員会が直接担当し、各セミナーや研修の内容に応じた部局が共同企画または講師として協力するという体制の下で行われるため、活動を通じ得られたノウハウや知見がプロジェクト終了後も組織内に共有される仕組み作りが必要である。本プロジェクトでは、案件終了後も組織内に知見が蓄積されるよう、活動内容を報告書や執務参考資料にまとめ、作成した機関内のみならず、他機関とも積極的に成果品を共有することとしている。

8. 今後の評価計画

2011年10月	運営指導調査
2013年4月	中間レビュー
2014年7月	終了時評価
2019年	事後評価(予定)